

第百五十九回国 参議院内閣委員会 會議録 第十一号

平成十六年五月十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

大湖 絹子君

補欠選任 岡崎トミ子君

四月二十六日

小林美恵子君

補欠選任 吉岡 吉典君

四月二十七日

宮本 岳志君

補欠選任 月原 茂皓君

四月二十八日

吉岡 吉典君

補欠選任 吉川 春子君

五月十日

岡崎トミ子君

補欠選任 福山 哲郎君

五月十一日

川橋 幸子君

補欠選任 谷林 正昭君

五月十二日

小池 晃君

補欠選任 小池 晃君

五月十一日

谷林 正昭君

補欠選任 川橋 幸子君

五月十二日

福山 哲郎君

補欠選任 岡崎トミ子君

五月十二日

小池 晃君

補欠選任 小池 晃君

五月十二日

中島 真人君

補欠選任 柏村 武昭君

出席者は左のとおり。

委員長

篠瀬 進君

篠瀬 進君

理事

西銘順志郎君

森田 次夫君

神本美恵子君

吉川 春子君

柏村 武昭君

竹山 裕君

森元 恒雄君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

小林美恵子君

黒岩 宇洋君

委員

国務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

国務大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

委員の異動について御報告いたします。去る四月二十一日、大湖絹子君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君が選任されました。

また、昨五月十二日、中島真人君が委員を辞任され、その補欠として柏村武昭君が選任されました。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

委員(篠瀬進君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に西銘順志郎君及び吉川春子君を指名いたします。

委員(篠瀬進君) この際、細田国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。細田国務大臣。

このたび、内閣官房長官を拝命することになりました。細田博之でございます。

現在、小泉内閣は、構造改革なくして日本の再生と発展はないという方針の下、改革を進めております。

私は、小泉内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、内閣官房及び内閣府の事務全般の責任者として、改革による日本の再生の歩みを確実なものとするべく全力を尽くす所存であります。

現在、郵政民営化、イラク人への人道復興支援、北朝鮮による拉致問題の解決、国内テロ対策などの各種の緊急事態への対応といった重要政策課題が山積しておりますが、政府一体となつてこれらに強力に取り組んでまいります。

また、男女共同参画担当大臣として、男女がその個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってまいります。

委員長を始め、理事、委員各位の皆様方の格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

委員(篠瀬進君) 次に、杉浦内閣官房副長官から発言を求められておりますので、これを許します。杉浦内閣官房副長官。

内閣官房副長官(杉浦正健君) このたび、内閣官房副長官を拝命いたしました杉浦正健でございます。

篠瀬委員長を始め、諸先生方の御指導、御鞭撻をいただきながら、細田長官を補佐してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

委員(篠瀬進君) どうぞ御退席くださつて結構でございます。

委員(篠瀬進君) 警備業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小野国家公安委員会委員長。

国務大臣(小野清子君) ただいま議題となりました警備業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

警備業は、国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を果たしております。

近年の治安情勢の深刻化を受けて、警備業に対

する需要が増大するとともに、その社会的影響も大きなものとなつてきており、警備業務の適正な実施に対する要請が強まっております。

このような状況を踏まえ、警備業をより信頼されるものとするため、警備員の知識及び能力を向上させるとともに、警備業務の依頼者の保護を図つていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、警備員の知識及び能力の向上を図るための規定の整備についてであります。

その一は、警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととするものであります。

その二は、都道府県公安委員会による、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習の制度を導入することとするものであります。

その三は、警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従い当該警備業務に係る検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならないこととするものであります。

その四は、都道府県公安委員会は警備員等の検定を行うものとするほか、登録講習機関における講習会の課程を修了した者について、当該課程に係る検定の学科試験又は実技試験を免除することができることとするものであります。

第二は、警備業務の依頼者を保護するための規定の整備についてであります。

その一は、警備業者は、警備業務を行う契約を締結しようとするときは、その概要について記載した書面を、また、警備業務を行う契約を締結したときは、契約内容を明らかにする書面を警備業務の依頼者に交付しなければならないこととする

ものであります。

その二は、警備業者は、警備業務の依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととするものであります。

その他、罰則の見直し等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、交付の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(築瀬進君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願 (第一八三〇号)(第一九一八号)

第一八三〇号 平成十六年四月九日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 青森県八戸市旭ヶ丘一ノ六ノBノ

一三ノ三ノ二 平勉

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

第一九一八号 平成十六年四月十四日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 青森市金沢二ノ一九ノ六 福士隆

弘

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

四月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願 (第一九四八号)

一、国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五二号)(第一九五三号)

(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)

一、新靖国神社法の制定反対に関する請願(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)

第一九四八号 平成十六年四月十九日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中野一ノ二二ノ二五

ノ一〇一 細川勉

紹介議員 椎名 素夫君

この請願の趣旨は、第一六四四号と同じである。

第一九四九号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市本町二ノ六ノ三 野

本弘行 外千四百五十九名

紹介議員 吉川 春子君

相次ぐ政治家、官僚、企業の汚職・腐敗事件に對して、国民から厳しい批判があがっている。こうした政治家の癒着・腐敗を断ち切り、国民・住民に信頼される清廉な政治と行政、それを支える民主的な公務員制度の確立が求められている。しかし、政府が二〇〇一年二月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」は、天下りの自由化、官民交流の拡大、国家戦略スタッフによるスーパー・キャリア官僚の育成と政権党への従属など、政官

財の癒着を更に深刻なものにしようとしている。また、憲法で保障された公務員労働者の労働基本権を制約したまま、人事院勧告を含めてその機能・権限を縮小する一方で、各府省の人事管理権限を強化して職場の管理統制を強め、物言えぬ公務員づくりを押し進めようとしている。さらに、この「大綱」に基づき、二〇〇四年中に「国家公務員法改正案」を国会提出するとともに、自治体関係者の意見を十分聴くことなく、「地方公務員法改正案」もセットで国会に提出しようとしていることは重大である。

ついては、公務員は国民・住民全体の奉仕者という憲法原則に基づき、公正・中立で効率的な公務サービスが提供できるよう、清潔で民主的な公務員制度の確立に向けて、次の措置を採らねばならない。

一、政官財癒着をなくすためにも、天下りの禁止、特権的な官僚制度の廃止、職員の内部告発権の保障などを図ること。

二、憲法原則に基づき、公務員労働者にも労働基本権を保障し、労使対等の労働条件決定システムを確立すること。

三、「公務員制度改革大綱」を撤回し、労働組合との交渉・協議、国民的な議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

第一九五〇号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪市東淀川区下新庄二ノ三ノ一

二 木下弘 外千四百五十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五一号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 京都府天田郡三和町字下川合五六

一 松下哲也 外千四百五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五二号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 東京都町田市常盤町三、三四七ノ

一五 伊藤礼子 外千四百五十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五三号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東五ノ六ノ一〇

ノ二ノ一〇二 大野暁子 外千四百五十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五四号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 兵庫県川西市下加茂一ノ三二ノ六

入江千春 外千四百五十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五五号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡甲

二、二二八ノ四 笹岡順子 外千四百五十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五六号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願

請願者 東京都目黒区五本木三ノ一三ノ二

三 末水勝彦 外千四百五十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五七号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町二ノ二二

小関清美 外千四百五十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五八号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 岡山市東古松南町九ノ八ノ三〇七

大場深雪 外千四百五十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五九号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 川崎市宮前区野川三、〇四一ノ一

三 北村啓子 外千四百五十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六〇号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲

一、五五八ノ七 山本博昭 外千四百五十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六一号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 岩手県釜石市嬉石町一ノ六ノ九

佐藤修 外千四百五十九名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六二号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 高知県安芸郡芸西村和食甲二九

光平真知子 外千四百五十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六三号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 京都市伏見区景勝町七三ノ八

柳 田忠浩 外千四百五十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六四号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 川崎市宮前区東有馬五ノ二五ノ二

一 岡村佳代子 外千四百五十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六五号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 奈良市神殿町四〇五 塚田寿子

外千四百五十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六六号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 島根県江津市敬川町九五九ノ一

飯田文子 外千四百五十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六七号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府豊中市利倉東一ノ五ノ一五

西村福蔵 外千四百五十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六八号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 山口県防府市大字西浦二、七八六

ノ一 田村正信 外千四百五十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二〇九二号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市千代田四ノ七ノ七

四〇三 秋山正子 外五百四十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二〇九三号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 福岡県三潁郡三潁町大字玉満二、三八六ノ一 古賀信一 外五百八

十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二〇九四号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 北海道小樽市勝納町一六〇二一 佐藤栄二 外七百六十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二〇九五号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 秋田県横手市羽黒町九ノ一九 大友清子 外九百二十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二〇九六号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一ノ六ノ八 南さやか 外千九百九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二〇九七号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 名古屋市中区大須三ノ二五ノ二七 伊藤寿晃 外千四百四十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二〇九八号 平成十六年四月二十一日受理

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 香川県高松市朝日町二ノ五ノ一六 藤澤治男 外千五百八十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

五月十二日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、警備業法の一部を改正する法律案

警備業法の一部を改正する法律案  
警備業法の一部を改正する法律案  
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 警備業の認定等(第三条―第十三条)

第三章 警備業務(第十四条―第二十条)

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督(第二十一条・第二十二条)

第二節 検定(第二十三条―第三十九条)

第五章 機械警備業(第四十条―第四十四条)

第六章 監督(第四十五条―第五十一条)

第七章 雑則(第五十二条―第五十五条)

第八章 罰則(第五十六条―第六十条)

附則

第二章の章名を次のように改める。

第二章 警備業の認定等

第三条第九号中「第十一条の三第一項」を「及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分(前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。)ごとに第二十二条第一項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

二 第三十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第二十二条を第六十条とし、第二十一条を第五十九条とする。

第二十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第二項(第四条の四第四項)」を「第五条第一項(第七条第四項)」に改め、同条第二号中「第四条の三」を「第六条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項(同条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第十六条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第二十条第四号中「第六条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第五号中「第十一条の三第六項(第十一条の六第三項)」を「第十二条第七項(第二十三条第五項及び第四十二条第三項)」に、「基づく処分」を「よる命令」に改め、同条第六号から第八号までを次のように改める。

六 第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第三十七条若しくは第四十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条に次の二号を加える。

九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

十 第四十四条又は第四十五条に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第十九条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第六条の三」を「第十三条」に改め、同条第七号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第八号とし、同条第六号中「第十四条の規定に基づく」を「第四十八条の規定による」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「第十一条の四」を「第四十条」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「第十一条の三第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

第十九条を第五十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第四十九条第一項又は第二項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した者

第十八条を削る。

第七章中第十七条の三を第五十五条とし、第十七条の二を第五十四条とし、第十七条を第五十三条とする。

第十六条の三中「第十一条の二」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十六条の二中「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第三項第二号」を「第二十二条第四項第二号」に、「第四条の五、第十一条の三第六項又は第十五条」を「第八条、第二十二条第七項又は第四十九条」に改め、第六

章中同条を第五十一条とする。

第十六条第二項中「第四条の五、第十一条の三第六項（第十一条の六第三項）を「第八条、第二十二條第七項（第二十三條第五項及び第四十二條第三項）に改め、同条第四項及び第五項中「第四条の五、第十一条の三第六項」を「第八条、第二十二條第七項」に改め、同条を第五十条とする。

第十五条第一項中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「基づく指示」を「よる指示」に改め、同条第二項第一号中「第四条の二第三項又は第四条の四第三項」を「第五条第三項又は第七條第三項」に改め、同項第二号中「第四条の五」を「第八条」に改め、同条を第四十九條とする。

第十四条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の一条を加える。

（立入検査）  
第四十七條 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十三條を次のように改める。

（報告の徴収）  
第十三條 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

第十三條を第四十六條とし、第十二條を第四十五條とする。

第五章中第十一条の九を第四十四條とし、第十一条の八を削り、第十一条の七を第四十三條とする。

第六項まで」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に改め、「同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について」を削り、「同条第三項第二号中「掲げる者」を「同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十二條第二項」と、同項第二号中「該当する者」に、「掲げる者又は心身」を「該当する者又は心身」に改め、「もの」と、同項第三号中「の下に」「第七項第二号」とあるのは「第四十二條第三項において読み替えて準用する第七項第二号」とを加え、「同条第六項第一号中「掲げる者」を「同条第七項第一号中「いづれか」に、「掲げる者又は第四十二條第六第三項」を「いづれか又は第四十二條第三項」に、「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条を第四十二條とする。

第十四條の五を第四十一條とする。  
第十四條の四第二号中「第十一条の六第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条を第四十條とする。  
第十一條の三の見出しを「警備員指導教育責任者」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「」及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第七項を次のように改める。  
7 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に關する講習を受けなければならない。  
第十一條の三第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「に掲げる者」を削り、同項第三号中「第十條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、「第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項第二号中「掲げる者」を「該当する」に改め、同項第三号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 警備員指導教育責任者資格証の交付は、警備業務の区分ごとに行うものとする。

第四章中第十一条の三を第二十二條とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 検定

第二十三條 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に應じ、警備員又は警備員にならうとする者について、その知識及び能力に關する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員にならうとする者が、その種別の警備業務に關する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三條第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二十三條第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施に關して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（登録）  
第二十四條 前条第三項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）  
第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三條第三項の登録を受けることができない。  
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
二 第三十五條の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

第二十六條 国家公安委員会は、第二十四條の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、内閣府令で定める。  
一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。  
二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める警備業者の役員又は職員（過去二年間に當該警備業者の役員又は職員であつ

た者を含む。の割合が二分の一を超えてい  
ること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表  
権を有する役員）が、警備業者の役員又は  
職員（過去二年間に当該警備業者の役員又  
は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を  
記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 第二十三条第三項の登録を受けた者（以下  
「登録講習機関」という。）の氏名又は名称及  
び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名
- 三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在  
地

（登録の更新）

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を  
下らない政令で定める期間ごとにその更新を受  
けなければ、その期間の経過によつて、その効  
力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について  
準用する。

（講習会の実施に係る義務）

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第  
二十六条第一項第一号に掲げる要件及び国家公  
安委員会規則で定める基準に適合する方法によ  
り講習会を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項  
第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようと  
するときは、変更しようとする日の二週間前ま  
でに、その旨を国家公安委員会に届け出なけれ  
ばならない。

（業務規程）

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関す  
る規程（次項において「業務規程」という。）を  
定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員  
会に届け出なければならない。これを変更しよ  
うとするときは、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に  
関する料金その他の国家公安委員会規則で定め  
る事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第三十一条 登録講習機関は、講習会の業務の全  
部又は一部を休止し、又は廃止しようとするこ  
ときは、内閣府令で定めるところにより、あらか  
じめ、その旨を国家公安委員会に届け出なけれ  
ばならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後  
三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対  
照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業  
報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁  
的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の  
知覚によつては認識することができない方式で  
作られる記録であつて、電子計算機による情報  
処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の  
作成がされている場合における当該電磁的記録  
を含む。次項及び第六十条第二号において「財  
務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所  
に備えて置かなければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関  
係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつで  
も、次に掲げる請求をすることができる。ただ  
し、第二号又は第四号の請求をするには、登録  
講習機関の定めた費用を支払わなければならない  
い。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されている  
ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され  
ているときは、当該電磁的記録に記録された  
事項を内閣府令で定める方法により表示した  
ものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁  
的方法であつて内閣府令で定めるものにより  
提供することの請求又は当該事項を記載した  
書面の交付の請求

（適合命令）

第三十三条 国家公安委員会は、登録講習機関が  
第二十六条第一項各号のいずれかに適合しなく  
なつたと認めるときは、その登録講習機関に対  
し、これらの規定に適合するため必要な措置を  
とるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が  
第二十八条の規定に違反していると認めるとき  
は、その登録講習機関に対し、講習会を行うべ  
きこと又は講習会の実施の方法その他の業務の  
方法の改善に關し必要な措置をとるべきこと  
を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が  
次の各号のいずれかに該当するときは、その登  
録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務  
の全部若しくは一部の停止を命ずることができ  
る。

- 一 第二十五条第一号又は第三号に該当するに  
至つたとき。
- 二 第二十九条から第三十一条まで、第三十二  
条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十二条第二項各  
号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十三条第三項の登録  
を受けたとき。

（帳簿の記載）

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定める  
ところにより、帳簿を備え、講習会に關し内閣  
府令で定める事項を記載し、これを保存しなけ  
ればならない。

（報告の徴収）

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行  
に必要な限度において、登録講習機関に対し、  
その業務の状況に關し報告又は資料の提出をさ  
せることができる。

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行  
に必要な限度において、警察庁の職員に登録講  
習機関の事務所に入り、業務の状況又は帳  
簿、書類その他の物件を検査させることができ  
る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合  
においては、その身分を示す証明書を携帯し、  
関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解釈してはなら  
ない。

（公示）

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合  
には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十三条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十九条の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十一条の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十五条の規定により第二十三条第三項  
の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止  
を命じたとき。

第十一條の二を削る。

第十一條の見出しを「（警備業者等の責務）」に  
改め、同条を第二十一条とし、第四章中同条の前  
に次の節名を付する。

第一節 教育及び指導監督

第十條第二項中「第六條第一項」を「第十一條  
第一項」に改め、第三章中同条を第十七條とし、  
同条の次に次の三條を加える。

（特定の種別の警備業務の実施）

第十八條 警備業者は、警備業務（第二條第一項  
第一号から第三号までのいずれかに該当するも  
のに限る。以下この条並びに第二十三條第一項、  
第二項及び第四項において同じ。）のうち、その  
実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故  
が発生した場合には不特定又は多数の者の生  
命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある  
ものとして国家公安委員会規則で定める種別  
（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、  
国家公安委員会規則で定めるところにより、そ

の種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。  
(書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項  
二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額  
三 前号の金銭の支払の時期及び方法  
四 警備業務を行う期間  
五 契約の解除に関する事項  
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情の解決)  
第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第九條第三項中「第六條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同條を第十六條とする。  
第八條中「行なうにあつて」を「行うに当たつて」に改め、同條を第十五條とする。  
第七條を第十四條とする。  
第三章の章名を次のように改める。

第三章 警備業務  
第二章中第六條の三を第十三條とする。  
第六條の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同條第三項中「第五條」を「第九條」に改め、同條を第十二條とする。  
第六條第一項中「第四條の二第一項各号」を「第五條第一項各号」に改め、同條第二項中「第四條の二第一項各号」を「第五條第一項各号」に改め、同條第四項中「第五條第三号」を「第九條第三号」に改め、同條を第十一條とする。

第五條の二を第十條とする。  
第五條第一号中「第四條の二第一項第一号」を「第五條第一項第一号」に改め、同條を第九條とする。  
第四條の五を第八條とする。  
第四條の四第四項中「第四條の二第一項」を「第五條第一項」に改め、同條を第七條とする。  
第四條の三を第六條とする。

第四條の二第二項第二号中「及び所在地」を「所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」に改め、同項第三号中「営業所」の下に「こと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同條第四項中「第四條の四第二項」を「第七條第二項」に改め、同條を第五條とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十六條関係)

科目	施設及び設備
一 警備業務に	一 講義室
	一 学校教育法(昭和二十二年法律第一
	一 講 師

第一部 内閣委員会会議録第十二号 平成十六年五月十三日【参議院】

<p>二 警備業務の実施の方法</p> <p>一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用無線装置 五 警備業務用車両 六 金属探知機 七 エックス線透視装置 八 侵入検知装置 九 遠隔監視装置 十 交通誘導用器材</p>	<p>二 この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材</p> <p>三 視聴覚教材を使用するために必要な設備</p> <p>四 法令集その他の書籍</p>	<p>十六号)による大学において行政法学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者</p> <p>一 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者</p>
--	---	--

備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができる。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律による改正後の警備業法(以下「新法」という)第十八條の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月を経過する日までの間は、同

条中「警備員」とあるのは、「警備員又は警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)による改正前の警備業法第十一條の二の規定による検定に合格した警備員」とする。

第三条 新法第十九條第二項の規定は、この法律の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の警備業法(以下「旧法」という)第四

条の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けて警備業を営んでいる者は、施行日から六月を経過する日までの間に、公安委員会に新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に限る。）を記載した届出書を提出しなければならない。

第五条 旧法第十一条の二の規定による検定に合格した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格したときは、新法第二十三条第一項の検定に合格した者とみなす。

第六条 旧法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施行日から二年を経過する日までの間は、新法第二十一条第一項各号の警備業務の区分に係る新法第二十二條第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

第七条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第四条の規定に違反して届出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二條の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一条の三第二項及び第五項（同条第五項については、第十一条の六第三項において準用する場合を含む。）並びに第十一条の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二條第二項及び第六項（同条第六項については、第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、第二十三條第四項並びに第四十二條第二項」に改める。